

(NPO)日本都市計画家協会連続セミナー 第19シリーズ

『都市農地のこれからを考える』

－ 改正生産緑地法等の影響を踏まえて －

「生産緑地法の2022年問題」が危惧されています。指定から30年が経過する2022年以降、生産緑地の買取請求が一斉に行われた場合、地方自治体は財政的理由等から買取ができず、大量の生産緑地が宅地化されてしまうことへの危惧です。

一方、2015年7月の都市農業振興基本法の成立をうけ、生産緑地法の一部改正が2017年6月15日に施行されるなど、都市農業、都市農地に対する新たな動きも活発化しています。

本セミナーでは、新たな動きをみせる都市における都市農地保全の意味や必要性から、改正生産緑地法の趣旨・目的、申出による生産緑地の追加・再指定等による都市への影響や課題、さらに都市農地活用の実践例を通じて、今後の都市農地のあり方、農を活かすまちづくりの方向について展望します。

第1回：都市づくりにおける都市農地保全の意味

講師：水口俊典(生産緑地研究会座長)

日時：2018年7月6日(金)19:00-21:00

都市農地(特に市街化区域内農地)は、都市計画上の建前では「いずれ宅地化すべき土地」として長く扱われてきましたが、都市農業基本法の成立により、「農地は都市にとって有用なもの」という思想の大転換がなされました。これを受けて、今後の都市づくりに農地をどのように位置づけ、そして活用すべきかを、研究会の議論を踏まえて語ります。

第2回：都市農地の保全活用について(東京都としての方向性)

講師：加藤範子(東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課統括課長代理)

福田 浩(武蔵野市都市整備部参事)

日時：2018年7月27日(金)19:00-21:00

昨年公表された「都市づくりのグランドデザイン」において「緑の総量をこれ以上を減らさない」を大きな原則として掲げ、農地の保全活用も図るとしています。このグランドデザインを受け、具体的にどのような施策を展開しようとしているのかについて、武蔵野市等都下基礎自治体の取組を含めて語ります。

第3回：都市農地・都市農業を取り巻く農家や地域住民の活動

講師：大橋南海子(株)まちづくり工房 代表)

日時：2018年7月31日(火)19:00-21:00

都市農地の保全・活用や都市農業振興に向けた課題、体験農園・水田などの都市農地の活用、直売・朝市・加工などの6次化や交流イベントに対する農家や地域住民の取り組み・諸活動について具体的事例を報告し、今後のまちづくりについて考えます。

コーディネーター：佐藤啓二((一財)都市農地活用センター常務理事・生産緑地研究会)

受講料(3回分)：事前振り込み：5000(正会員4000)円、当日支払：6000(正会員5000)円

場所：3回とも日本都市計画家協会事務局会議室にて

定員：25名 ★★25名まで事前振込み先着順とさせていただきます★★

申込方法：お名前、ご所属、ご連絡先をFAX、Eメールいずれかにてご連絡ください。

申込先・問い合わせ先：(NPO)日本都市計画家協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-10 香取ビルアネックス2階

E-MAIL: jimukyoku@jsurp.jp <https://www.jsurp.jp/> FAX 03-6273-7492

